

**令和 年度介護保険実地指導自主点検表  
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護**

法人名				
事業所番号				
事業所名				
管理者	職名		氏名	印
点検実施者	職名		氏名	印
点検日 <前回点検日>	<	年	月	日>

**介護保険実地指導自主点検表の作成について**

**1 趣 旨**

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認する事が重要です。そこで京田辺市では、介護保険サービス提供事業者用に、法令、関係通知を基にした自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自ら点検が出来るようにすると共に、また、これを京田辺市が行う事業所の実地指導にも活用することで自主点検と実地指導との確認事項、基準等を同一のものとなるようにしました。

**2 実施方法**

- (1) 毎年定期的実施するとともに、事業所の実地指導が行われるときは、必要となる関係書類とともに、京田辺市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討の上点検してください。
- (3) 「適・不適・非該当」等の判定については、該当する項目を☑してください。なお、不適・非該当に記載した場合は、備考欄にコメント又は不適に○をした理由を簡潔に記載してください。

**京田辺市健康福祉部健康福祉政策推進室**

(注)本文中の標記については、次のとおりとします。

法	→ 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
施行規則	→ 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
運営基準	→ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)
予防基準	→ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)
消防法	→ 消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
消防法施行令	→ 消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)
H18老計発第1017001号厚生労働省老健局計画課長通知	→ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について(平成18年10月17日老計発第1017001号)
基準条例第23号	→ 京田辺市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第23号)
基準条例第24号	→ 京田辺市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年条例第24号)

I 基本方針								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 基本方針	指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第89条	第23号第109条	・運営規程	
1 基本方針(予防)	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、認知症である利用者が共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	予防基準第69条	第24号第69条		

II 人員基準										
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項(資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)		
1 従業者の員数	(1) 介護従業者				運営基準第90条 予防基準第70条	第23号第110条 第1項	・勤務実績表／タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証			
	①共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の介護従事者の員数は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上を満たしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
	利用者 ( )人 ÷ 3 = ( ) ≤ ( )人 ※利用者の数は前年度の平均値									
	②共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯の介護従事者の員数は、1以上(宿直勤務を除く)か。( )人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
	③介護従事者のうち1以上の者は常勤となっているか。 常勤( )人、非常勤( )人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
	(2) 計画作成担当者									
	①共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としているか。 ( 専従 ・ 兼務 ) ※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
②計画作成担当者は、必要な研修を修了しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
③計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てているか。( )人 ※ただし、併設する小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより、効果的な運営を期待することができ、利用者の処遇に支障がないときは設置しないことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
					第23号第110条 第2項					
					第23号第110条 第3項					
					第23号第110条 第5項					
					第23号第110条 第6項					
					第23号第110条 第7項					

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 従業者の員数	④介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てているか。( )人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第110条第9項		
2 管理者	(1) 共同生活住居ごとに常勤の管理者を置いているか。  ※ただし、共同生活住居の管理上業務に支障がない場合は、当該共同生活住居のほかの職務、同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所もしくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第91条 予防基準第71条	第23号第111条第1項		
	(2) 管理者は、次のいずれかの従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者か。 ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・指定小規模多機能型居宅介護事業所 ・指定認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(3) 管理者は、必要な研修を修了しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第91条 予防基準第71条	第23号第111条第2項		
	(4) 同時に次の事業所等を管理する者となっていないか。 ・介護保険施設 ・指定居宅サービス事業所 ・指定地域密着型サービス事業所 ・指定介護予防サービス事業所 ・指定地域密着型介護予防サービス事業所 ・病院、診療所 ・社会福祉施設  ※ ただし、これらの事業所等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第101条 予防基準第78条			

点検項目	確認事項	適	不適	非 該 当	根拠法令	根拠 基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
3 代表者	(1) 次のいずれかの従業者または訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者か。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・指定認知症対応型共同生活介護事業所等</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第92条 予防基準第72条	第23号第112条		
	(2) 代表者は、必要な研修を修了していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第112条		

Ⅲ 設備基準									
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項(資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)	
1 設備	(1) 共同生活住居の数は、1又は2となっているか。( )ユニット  ※ただし、事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の事情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、3とすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第93条 予防基準第73条	第23号第113条 第1項	・平面図		
	(2) 共同生活住居の入居定員は、5人以上9人以下となっているか。( )人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					第23号第113条 第2項	
	(3) 利用者が日常生活を営む上で必要な設備が設けられているか。 ① 居室 ② 居間 ③ 食堂 ④ 台所 ⑤ 浴室  ※居間及び食堂は同一の場所とすることができるが、それぞれの機能が独立していることが望ましい。また、原則として利用者及び介護従事者が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(4) 1つの居室の定員は1人となっているか。  ※カーテンや簡易パネルでの区分は不可。ただし、一般の住宅を改修している場合など、構造上ふすま等で仕切られている場合はこの限りでない。  ※夫婦で居室を利用する場合など、利用者の処遇上必要と認められる場合は2人とすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(5) 1つの居室の床面積は7.43平方メートル(4.5畳)以上となっているか。( )㎡	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					第23号第113条 第4項	
	(6) 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					第23号第113条 第6項	

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 設備	(7) 消防用設備及び必要な備品を整備し、点検がされているか。  ・消火器(全施設) ・自動火災報知設備(全施設) ・消防機関へ通報する火災報知設備(全施設) ・避難口誘導灯、通路誘導灯、誘導標識(全施設) ・スプリンクラー設備 ・屋内消火栓設備(基準:700㎡の延べ面積を有する場合) ・非常警報器具(基準:収容人員20人以上50人未満) ・避難器具(基準:2階以上の階で収容人員20人以上) ・非常ベル、自動式サイレン又は放送設備 (基準:収容人員50人以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		消防法施行令 (別表1六(ロ)に 該当)			



IV 運営基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 内容及び 手続の説明・同意	(1) サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次の事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。  <input type="checkbox"/> 運営規程の概要 <input type="checkbox"/> 介護従事者の勤務の体制 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 <input type="checkbox"/> 苦情処理の体制等 <input type="checkbox"/> 第三者評価の実施状況等 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条 (第3条の7準用) 予防基準第85条 (第11条準用)	第23号第9条 第1項準用	・重要事項説明書  ・利用契約書(利用者又は家族の署名、捺印)  ・苦情申立窓口 <input type="checkbox"/> 京田辺市 <input type="checkbox"/> 国民健康保険連合会  ・運営規程との不整合 <input type="checkbox"/> 職員の員数 <input type="checkbox"/> 営業日・営業時間 <input type="checkbox"/> 通常の事業実施地域 <input type="checkbox"/> 利用料・その他費用	
	(2) 同意について書面で確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。  ※サービスの提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込書の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合  ※要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第108条 (第3条の8準用) 予防基準第85条 (第12条準用)	第23号第10条準用	・サービス提供記録	
3 受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合、被保険者証により利用者の被保険者資格、要介護、要支援認定の有無及び有効期間を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条 (第3条の10準用) 予防基準第85条 (第14条準用)	第23号第12条第1項準用 第23号第13条第2項準用	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等	
	(2) 被保険者証に認定審査会の意見書が記載されているときは、その意見に配慮したサービスの提供に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
4 要介護認定の申請に係る援助	(1) 利用申込者が要介護、要支援認定を受けていない時は、認定申請が速やかに行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第108条 (第3条の11準用) 予防基準第85条 (第15条準用)	第23号第13条第1項準用	・サービス提供記録	
	(2) 必要に応じ、有効期間が終了する30日前までには更新申請が行われるように援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)		
5 入退居	(1) 入居申込者の入居に際して、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第94条 予防基準第74条	第23号第114条第4項、第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントシート</li> <li>・モニタリングシート</li> <li>・認知症対応型共同生活介護計画</li> <li>・診断書</li> </ul>			
	(2) 主治の医師の診断書等により、認知症の状態のあることの確認をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
	(3) サービス提供が困難である場合は、適切な他の(介護予防)認知症対応型共同生活介護、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに請じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(4) 退居の際には、次のことを行っているか。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助を行っている。</li> <li>・利用者又は家族に対し、適切な指導を行っている。</li> <li>・指定居宅介護支援事業者等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第114条第5項				
6 サービス提供の記録	(1) ① 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を利用者の被保険者証に記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第95条 予防基準第75条	第23号第115条第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供記録</li> <li>・業務日誌</li> <li>・モニタリングシート</li> </ul>			
	② 退去に際しては退去の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
	(2) 提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの提供日</li> <li>・サービスの内容</li> <li>・利用者の状況</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第115条第2項				
7 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、サービス費用運営基準額から事業者を支払われた額を控除して得た額の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第96条 予防基準第76条	第23号第116条第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書</li> <li>・領収書</li> </ul>			
	(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料と、サービス費用運営基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				第23号第116条第2項		

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
7 利用料等の受領	(3) 上記の利用料のほかには、次の費用以外の支払を受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第116条第3項、第4項		
	① 食材料費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 理美容代	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ おむつ代	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 上記のほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの (利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(4) (3)については、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(5) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(6) 領収証に利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
8 保険給付のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合、サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第108条(第3条の20準用) 予防基準第85条(第23条準用)	第23号第22条準用		
9 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針(予防除く)	(1) 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第97条	第23号第117条第1項		
	(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第117条第2項		
	(3) 介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第117条第3項		
	(4) 懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、介護計画の目標及び内容や行事及び日課等を含めた、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第117条第4項		

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
10 認知症対応型共同生活介護計画の作成(予防除く)	(1) 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第98条	第23号第118条第1項	・認知症対応型共同生活介護計画(利用者又は家族の署名、捺印)	
	(2) 介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、レクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の多様な活動の確保に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第118条第2項	・アセスメントシート ・サービス提供記録	
	(3) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第118条第3項	・モニタリングシート	
	(4) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たって、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第118条第4項		
	(5) 介護計画を作成した際に、認知症対応型共同生活介護計画を記載した文書を利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第118条第5項		
	(6) 介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第118条第6項		
	(7) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型共同生活介護計画の提供の求めがあった際に、当該計画の提供に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針(予防のみ)	(1) 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		予防基準第86条	第24号第87条第1項		
	(2) 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第87条第3項		
	(3) 利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第87条第4項		
	(4) 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第87条第5項		

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
12 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針(予防のみ)	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		予防基準第87条	第24号第88条第1項(1)		
	(2) 計画作成担当者は(1)の利用者の状況及び希望を踏まえて、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第88条第1項(2)		
	(3) 計画作成担当者は、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第88条第1項(3)		
	(4) 計画作成担当者は、介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第88条第1項(4)		
	(5) 計画作成担当者は、当該介護計画を利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第88条第1項(5)		
	(6) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第88条第1項(6)		
	(7) 介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第88条第1項(7)		
	(8) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第88条第1項(8)		
	(9) 計画作成担当者は、介護計画に基づくサービスの提供の期間内において少なくとも1回は介護計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第88条第1項(9)		
	(10) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第24号第88条第1項(10)		

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)	
13 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針(共通)	(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束等その他利用者の行動を制限する行為(身体の拘束等)を行っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第97条 予防基準第77条	第23号第117条第5項	・身体の拘束等廃止に関する(適正のための)指針		
	(2) やむを得ず身体の拘束等を行っている場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第117条第6項	・身体の拘束等の適正化検討委員会名簿 身体の拘束等の適正化検討委員会議事録	
	(3) 身体の拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第117条第7項	・(身体の拘束等がある場合)入所者の記録、家族への確認書 ・外部評価の結果	
	①身体の拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	※ 運営推進会議と一体的に設置・運営することも差し支えない。委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましい。								
	②次に掲げる項目を盛り込んだ身体の拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/> 身体の拘束等の適正化に関する基本的考え方 <input type="checkbox"/> 身体の拘束等の適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 <input type="checkbox"/> 身体の拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策 <input type="checkbox"/> 身体拘束等の発生時の対応に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 <input type="checkbox"/> その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針								
③指針に基づいた研修プログラムを作成し、介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等適正化の研修を実施しているか。 また、研修の実施内容について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
(4) 自己評価を少なくとも年1回は行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	H18老計発第1017001号厚生労働省老健局計画課長通知	第23号第117条第8項				
(5) 外部評価を少なくとも年1回は受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
(6) 自己評価・外部評価の結果を公表し、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)	
14 介護等	(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第99条 予防基準第88条	第23号第119条第1項	・サービス提供記録 ・業務日誌		
	(2) 利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第119条第2項			
	(3) 利用者の食事その他の家事等(食事や清掃、選択、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等)は、原則として利用者との介護従業者が共同で行うよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第119条第3項			
15 社会生活上の便宜の提供等	(1) 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第100条 予防基準第89条	第23号120条第1項			
	(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。  ※原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		第23号120条第2項	
	(3) 特に、金銭に係るものについては、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後は、その都度本人に確認を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		第23号120条第3項	
	(4) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(5) 利用者と家族の面会の場所や時間等について、利用者やその家族の利便を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
16 利用者に関する市への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。  ・正当な理由なしに、サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき ・偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第108条(第3条の26準用) 予防基準第85条(第24条準用)	第23号28条準用			
17 緊急時等の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第80条準用) 予防基準第85条(第56条準用)	第23号99条準用	・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録		

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)	
18 管理者の責務	(1) 管理者は、従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条 (第28条準用) 予防基準第85条 (第26条準用)	第23号59条 の11第1項準用			
	(2) 管理者は、従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						第23号59条 の11第2項準用
19 運営規程	<p>共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針</p> <p><input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p><input type="checkbox"/> 利用定員</p> <p><input type="checkbox"/> サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p><input type="checkbox"/> 入居に当たっての留意事項</p> <p><input type="checkbox"/> 非常災害対策</p> <p><input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項 (緊急やむを得ない場合に身体の拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第102条 予防基準第79条	第23号122条	<p>・運営規程</p> <p><input type="checkbox"/>変更届提出の有無</p> <p>・重要事項説明書との不整合</p> <p><input type="checkbox"/>職員の員数</p> <p><input type="checkbox"/>営業日・営業時間</p> <p><input type="checkbox"/>通常の事業実施地域</p> <p><input type="checkbox"/>利用料・その他費用</p>		
20 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第103条 予防基準第80条	第23号123条 第1項	<p>・雇用の形態(常勤・非常勤)がわかる文書</p> <p>・研修計画、実施記録</p> <p>・勤務実績表(勤務実績が確認できるもの)</p>		
	(2) (1)の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					第23号123条 第2項	
	(3) 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					第23号123条 第3項	
	※特に認知症介護に関する知識及び技術の修得を主たる目的とする研修を受講する機会を確保しているか。								



点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
21 定員の遵守	入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。 ※ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第104条 予防基準第81条		・業務日誌 ・国保連への請求書控え	
22 非常災害対策	(1) 非常災害に関する具体的計画を立てているか。 <input type="checkbox"/> 消防法施行規則第3条に規定する消防計画 (これに準ずる計画を含む) <input type="checkbox"/> 風水害、地震等の災害に対処するための計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条 (第82条の2準用) 予防基準第85条 (第58条の2準用)	第23号102条 第1項準用	・非常災害寺対応マニュアル(対応計画) ・運営規程 ・避難訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防用設備点検の記録	
	(2) (職員＋利用者が10人以上の施設) 防火管理者を置き、消防計画の策定及び消防業務の実施を行わせているか。  (職員＋利用者が10人未満の施設) 防火管理の責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		消防法第8条			
	(3) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業員へ周知しているか。 <input type="checkbox"/> 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう周知徹底している。 <input type="checkbox"/> 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条 (第82条の2準用) 予防基準第85条 (第58条の2準用)	第23号102条 第1項準用		
	(4) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(5) (4)の訓練を行うに当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号102条 第2項準用		
23 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条 (第58条準用) 予防基準第85条 (第31条準用)	第23号第59条の16第1項 準用	・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録	
	(2) 感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第59条の16第2項 準用		
	(3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(4) インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等について、関係通知に基づき適切な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)	
24 掲示	事業所の見やすい場所に次の内容を掲示しているか。 <input type="checkbox"/> 運営規程の概要 <input type="checkbox"/> 勤務の体制 <input type="checkbox"/> 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <input type="checkbox"/> 苦情相談窓口、苦情処理の体制及び手順等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条 (第3条の32準用) 予防基準第85条 (第32条準用)	第23号第34条準用			
25 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条 (第3条の33準用) 予防基準第85条 (第33条準用)	第23号第35条第1項準用	・個人情報同意書 ・従業員の秘密保持誓約書		
	(2) 従業者であった者が、職務上知りえた利用者又はその家族の情報を正当な理由なく漏さないよう必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、文書によりあらかじめ得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第35条第3項準用		
26 広告	広告の内容は、虚偽又は誇大なものとなっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条 (第3条の34準用) 予防基準第85条 (第34条準用)	第23号第36条準用	・パンフレット／チラシ		
27 居宅介護支援事業者等に対する利益供与等の禁止	(1) 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業者に対し、要介護(要支援)被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第106条 予防基準第83条	第23号第126条第1項			
	(2) 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				第23号第126条第2項		
28 苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次に掲げる必要な措置を講じているか。 <input type="checkbox"/> 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにしている。 <input type="checkbox"/> 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に、苦情に対する対応の内容について記載している。 <input type="checkbox"/> 苦情に対する対応の内容について事業所に掲示している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条 (第3条の36準用) 予防基準第85条 (第36条準用)	第23号第38条第1項準用	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル		
	(2) 苦情を受け付けた場合に、受付日及びその内容を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				第23号第38条第2項準用	
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に向けた取組を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
28 苦情処理	(4) 苦情に関して市が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合は、それによって必要な改善を行っているか。 また、市からの求めがあった場合には、その改善内容を報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第38条第4項準用		
	(5) 苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合はそれによって必要な改善を行っているか。 また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合にはその改善内容を報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第38条第6項準用		
29 地域との連携等	(1) 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第108条(第34条準用) 予防基準第85条(第61条準用)	第23号第59条の17第1項準用	・運営推進会議の記録	
	(2) 運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(3) (1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(4) 地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(5) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
30 協力医療機関等	(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第105条 予防基準第82条	第23号第125条第1項		
	(2) あらかじめ協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第125条第2項		
	(3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			第23号第125条第3項		
	(4) 利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項について取り決めがされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
31 調査への協力等	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力しているか。 また、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第108条 (第84条準用) 予防基準第85条 (第60条準用)	第23号第104条準用		
32 事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者(介護支援予防事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第108条 (第3条の38準用) 予防基準第85条 (第37条準用)	第23号第40条第1項準用	・事故対応マニュアル ・市、家族、介護支援専門員等への報告記録	
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		第23号第40条第3項準用	・ヒヤリハットの記録 ・損害賠償保険加入の有無	
	(4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
33 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第108条 (第3条の39準用) 予防基準第85条 (第38条準用)	第23号第41条準用		
34 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録が整備されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第107条 予防基準第84条	第23号第127条第1項 第23号第127条第2項		
	(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から所定の期間保存しているか。  (2年間保存) <input type="checkbox"/> (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画  (5年間保存) <input type="checkbox"/> 具体的なサービスの内容等の記録 <input type="checkbox"/> 身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <input type="checkbox"/> 利用者に関する市への通知に係る記録 <input type="checkbox"/> 苦情の内容等の記録 <input type="checkbox"/> 運営推進会議から出された報告、評価、要望、助言等の記録 <input type="checkbox"/> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

V 変更の届出等								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令	根拠基準条例	確認すべき事項(資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 変更の届出等	(1) 次の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届けているか。  ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 登記事項証明書又は条例等 ④ 事業所の平面図及び設備の概要 ⑤ 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関名(歯科含む)及び診療科名並びに契約内容 ⑧ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 ⑨ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第78条の5 施行規則第131条の13			
	(2) 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				